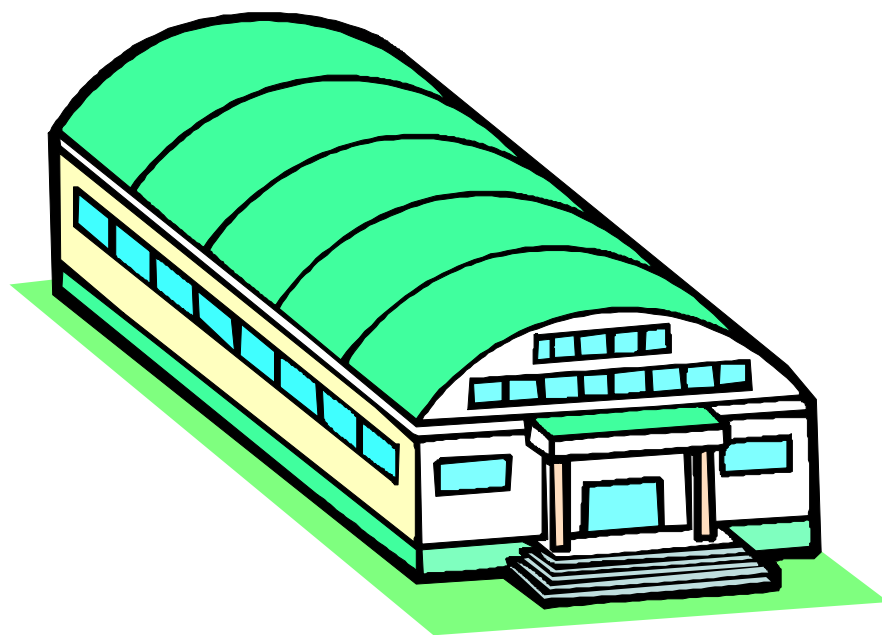


魚沼市体育施設再編計画



平成24年2月

魚 沼 市

目 次

はじめに	1
1 目的	2
2 現状と課題	
(1) 市内体育施設の現状	3
(2) 各体育施設が抱える課題	
① 屋内体育施設	4
② 屋外体育施設	5
③ プール	6
3 見直しの視点	8
4 基本的な考え方	9
5 具体的な取組み	
(1) 屋内体育施設	11
(2) 屋外体育施設	16
(3) プール	18
6 再編の進め方	21
7 再編後の施策展開	21

はじめに

本市は平成16年11月に北魚沼6町村の合併により誕生しました。「究極の行政改革」と言われる自治体合併から7年が経過しましたが、『サービスは高く、負担は低く』とする合併時の調整方針に基づく対応や地域間の均衡ある発展をめざしてきた関係もあり、これまでの間に目立った合併によるスケールメリットが見出されない状況のまま現在に至っています。

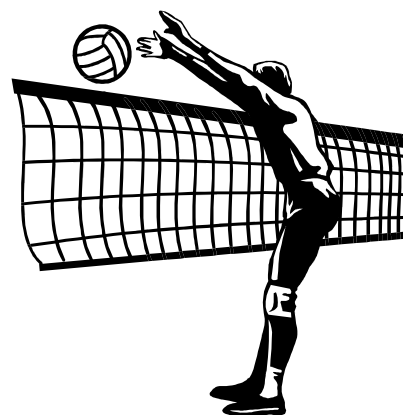
特に、職員数の縮減と公共施設の集約化は、財政的に厳しい局面を迎えている本市にあって喫緊の課題となっており、行政の効率化に向けた各種取組みの強化が急務となっています。

本市では現在、「合併特例法」による財政支援の一つとして、普通交付税が約20億円程度積み増しされておりますが、この特例が平成26年度をもって段階的に失効することになるため、それまでの間に人口や財政の規模に応じた市政運営を確立させなければなりません。

町村合併を契機に、本市では体育館や野球場をはじめとした体育施設を数多く保有することになりましたが、近年における人口減少や少子高齢化の急速な進行によって施設の利用に偏りがみられるようになってきたほか、いずれの施設も老朽化に伴って維持管理費が増加傾向にあるなどの問題が散見されています。

また、学校の統廃合に関連して体育館などが社会体育施設として今後も増加することが予想されることから、今後ともこれら体育施設の全てをこれまでと同様に維持し続けていくことが極めて困難な状況になってきています。

このため、今後のスポーツ振興施策の方向性に合わせた施設のあり方を検討するとともに、関係者の理解を得ながらスピード感をもって、将来に向けて末永く持続できる魚沼市をめざしていく必要があります。



1 目的

本市では、合併前の旧町村時代から、地域住民の健康増進や多様化するレクリエーション需要に対応するため、それぞれ地域の特色を活かした社会体育事業の取り組みや体育関連団体への支援を行ってきましたが、それらと並行して社会体育施設の整備を地域間で競うように進めてきた経緯があります。

市内の人口が多い地域においては、野球やバレーボールなどスポーツ少年団をはじめ社会人の団体競技人口も多いことから、従来から施設利用率が高い傾向にあり、市内人口の偏在化に伴い今後も当面は高い利用率が見込まれます。

しかし、周辺の一部地域においては、今後の人口減少により利用者がますます限定することが予想されることから、公平性の観点から施設のあり方を見直す時期にきているものと考えます。

加えて、建設後20年以上を経過した施設も多く存在しており、特に体育館などの屋内体育施設については老朽化の進行による修繕費の増加が維持管理経費を押し上げている状況にあります。また、利用が夜間に集中していることや使用料が安価に設定していることもあり、財政負担が軽減しにくい側面があります。

したがって、これからの体育施設のあり方を検討するにあたっては、今後の社会体育事業の方向性を見据えることはもちろんのこと、目的や用途の変更なども考慮しながら様々な側面から検証を加えるなど、ゼロベースから見直しの議論をスタートしなければなりません。

この計画書は、関係団体等への影響に配慮しつつ、財政負担の抑制に向けた施設配置及び利用形態の方策を示す目的で策定しました。市としてどのような考えをもって体育施設を運営するのか、また、スポーツ振興はどうあるべきかという観点から検討を重ね、具体的な施設再編に向けた道筋を示しました。

2 現状と課題

(1) 市内体育施設の現状

現在、市内には公設の「社会体育施設」として位置づけている体育館、野球場、プールなどが30箇所程度存在しています。

このうちの、約3分の1にあたる施設が過去の学校統廃合により、学校施設から社会教育施設へと移管された施設であることから、大半が旧耐震基準の建築物（注※）であるほか、老朽化の進行が顕著となっている施設が多く目立ちます。

また、1990年代半ば頃には、市民の健康志向の高まりなどから利用可能な既存施設の不足が生じたため、新規施設整備に対する市民からの強い要望と国による景気浮揚策の後押しを受けて、市内に各種体育施設の整備が進められた結果、数多くの体育施設を有することとなりました。

その後、町村合併に先立ち管内施設の共通利用化が図られたこともあり、施設利用の枠組みに変化が生じ、選択の幅や利便性が大きく向上しましたが、その一方で施設ごとの利用率にも偏りが目立ち始め、市内中心部に近い施設には利用が集中するものの中心部から離れた地域の施設にあっては利用率の減少と利用者の固定化が進むことになりました。

これらの体育施設については、その特性から、他の公共施設と比較して、年間のランニングコストを低く抑えられる特徴がありますが、それでも老朽化に伴う修繕費の増加や、使用料収入の伸び悩みなどの要因により収支のマイナスが年々大きくなりつつあります。

元来、体育施設については市民の社会体育のための施設であることから、観光施設・レクリエーション施設とは異なって高い公共性を有する性質上、収益を目的とすることはできません。このため、受益者負担の原則を適用することとした平成19年度の使用料の改定に際しては関係団体から慎重な声が聞かれたほか、実際の運用においても高い減免率を適用している現状にあります。

※旧耐震基準・・・建築基準法の耐震基準は昭和56年に抜本的に改正され、これ以降の基準を新耐震基準という。

しかし、一部の体育施設では、市民の利用がほとんどみられない一方で、地元宿泊施設を利用する夏季合宿学生の利用が主体となっている施設も存在していることから、こうした利用実態の施設については施設目的の変更と併せて、特定の受益に応じた負担のあり方が課題となっています。

また、体育館やテニスコートなどの同種施設が公園内施設や観光施設としても市内に設置されていることから、位置付けの違いや利用手続き窓口の分散が、市民からみてわかりにくい状況にあります。

【参考】社会体育施設以外の市内運動施設（学校施設以外の公設分）

- ・ ゴルフ練習場：月岡公園
- ・ 野球場：月岡公園、中峯スポーツ広場
- ・ 体育館：湯之谷トレーニングセンター、ユピオ、みどりの体育館、大白川体育館 等
- ・ テニスコート：月岡公園、薬師テニスコート 等
- ・ サッカー専用場：入広瀬ハーブ香園
- ・ ゲートボールコート：市内老人福祉センター及び各地区農村公園 等
- ・ プール：寿和温泉

(2) 各体育施設が抱える課題

① 屋内体育施設

学校財産からの転用施設を除くと、当初から一般市民を利用対象として整備した施設は、旧町村単位にそれぞれ1～3箇所となっています。したがって、多くの施設が過去の学校施設であったことから、老朽化が進行している状況にあります。

こうした学校施設を転用した社会体育施設については、実際の利用主体が地域住民となっており、コミュニティ施設としての性格が強いものも多く見受けられます。

しかし、施設の維持管理費の負担が重く、地元への譲渡に至らない傾向にあります。

今後も周辺地域を中心に学校統廃合の進展が想定されますが、体育施設への転用による管理施設数の増加が懸念される所であり、市内施設間の需要の平準化と維持管理費の圧縮が大きな課題となっています。

所在地域	施設名	建設年度	転用年度	年間維持管理費	V B使用可能面数	年間利用者数	特記事項
堀之内	堀之内体育館	H8		23,817	2	39,684	
小出	小出第1体育館	S32	S54	1,026	1	4,555	学校利用多
	小出第2体育館	S45	S58	1,916	×	6,755	床面人工芝
	小出第3体育館	S61		1,752	1	3,730	
	南部いきいきスポーツセンター	H6		1,784	1	2,922	
	小出武道館	H6		3,568	×	5,447	学校利用多
湯之谷	小出郷総合体育館	S48		17,536	2	34,332	総合体育館
	ヤッコム	H5		14,319	×	29,289	スポーツジム
	リフレッシュハウス	H5		233	×	656	休憩施設
	大沢ふれあい体育館	S55	H9	107	1	873	
	東湯之谷体育館	S36	H22	0	1	281	
広神	広神体育センター	S63		1,882	1	8,871	
守門	須原第1体育館	S60		2,253	1	5,852	
	須原第2体育館	S54	S59	1,250	1	4,280	
	福山体育館	S60	H16	1,872	1	478	複合棟
	上条体育館	S55	H21	3,098	1	1,950	
入広瀬	入広瀬スポーツセンター	S57		3,316	2	7,896	

注) V B : バレーボールの意。数値は全て平成 21 年度の状況。

② 屋外体育施設

本市では野球競技が盛んに行われており、スポーツ少年団は主に小学校グラウンドを中心に、中学生及び高校生は部活動をそれぞれの学校グラウンドにおいて活動していますし、社会人も幅広い年代から多くの市民が市内の野球場やグラウンドで野球に親しんでいます。

団体競技であることから、特に、市内の人口の多い中心部近郊の野球場に利用が集中する傾向がある一方で、屋内体育施設の場合と同様、学校施設から転用した施設については地元のコミュニティ施設としての性格が強く、利用が限定的となっているものや、主に市民以外の合宿学生向けに利用されている施設もあるなど、年間を通じた利用状況に大きな開きが生じています。

屋外体育施設については、野球場の他に下条テニスコートも管理していますが、特にテニスコートについては同種施設が公園内施設や観光施設として市内に混在しており、それぞれ利用手続き窓口が分散している状況にあります。

また、ナイター照明に係る電気料が高額であり、維持管理費の大半を占めているため、稼働率の高い施設ほどコストが掛かる結果となっています。

所在地域	施設名	建設年度	転用年度	年間維持管理費	ナイター照明	年間利用者数	特記事項
小出	青島野球場	S58		8,434	○	7,368	
湯之谷	薬師運動広場	H5		6,594	○	8,563	
	東湯之谷運動広場	S32	H22	0	○	693	
広神	広神野球場	H5		15,937	○	7,853	陣場原自然公園内
	下条テニスコート	H5		904	○	930	
	中条運動広場	S55	S55	184	○	1,234	
守門	守門サ・スポーツランド	S63		3,316	○	7,896	
	上条運動広場	S55	H21	0	×	103	

注) 数値は全て平成21年度の状況。

③ プール

現在、市内には社会体育施設として夏季に開設しているプールが3箇所ありますが、いずれも利用者数が伸び悩んでいる状況にあります。

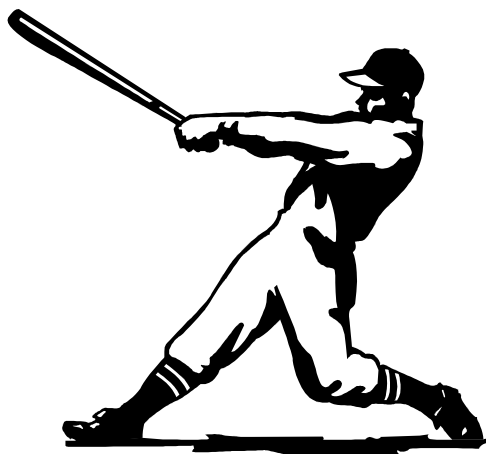
夏季限定の施設であることから開設日数が短いうえに、利用者が主に夏休み期間中の小中学生であり学校施設と利用が競合すること、また、小出地区には民間の屋内プールが、入広瀬地区には寿和温泉施設内に屋内プールがそれぞれ通年運営されていることなども利用者数低迷の背景として考えられます。

少子高齢化による利用者の減少は今後も更に進むものと予想されることから、効果的な稼働が課題となっており、小出北部プールと広神プールにおいては学校授業においても利用することとしています。

なお、老朽化に伴い、湯之谷中学校敷地内の50m級のプールを廃止した関係で、広神プールが市内唯一の50m級プールとなったことから、当該プールでは夏季に市民以外の合宿学生の利用もみられます。

所在地	施設名	建設年度	授業利用	年間維持管理費	稼働日数	年間利用者数	特記事項
小出	小出北部プール	H3	○	2,404	41	3,607	屋根付き
広神	広神プール	S48	○	583	34	1,650	50m級
	下条プール	S53		831	22	568	

注) 数値は全て平成21年度の状況。



3 見直しの視点

体育施設の種別ごと、また、個別施設ごとにそれぞれの課題を抱えておりますが、これら課題を解決するには背景を検証したうえで再編に向けた考え方を整理していく必要があります。

このため、施設の利用実態と建物の状態を検証するとともに、今後の人口推計を踏まえながら、以下の視点により今後のあるべき施設配置を検討しました。

(1) 社会体育施設としての役割を考える

① 受益の範囲

- ・ 現在の利用主体が“市民”かどうか
- ・ 利用頻度と利用者数の状況
- ・ 利用者が固定化していないかどうか

② 施設の状況

- ・ 新耐震基準による施設かどうか
- ・ 耐震補強施工済かどうか
- ・ 設備が充実しているかどうか
- ・ 今後、大規模改修が不要かどうか
- ・ その他、安全上問題はないか

(2) 市の規模に見合った配置を考える

① 施設数

- ・ 合併のスケールメリット
- ・ 地域ごとの配置数

② 利用の状況及びニーズ

- ・ スポーツ人口の将来予測

4 基本的な考え方

市の財政事情が厳しい折、社会体育事業といえども従来どおりの予算を投入することは不可能です。ましてや、社会体育施設全体をみても、使用率の低い施設や老朽化が著しい施設及び多額の維持管理費を要する施設が多い状況にあるなかで、施設の集約化は避けて通れないものであり、残す施設と廃止する施設を見極めなければなりません。

そのために、社会体育施設としての目的と位置付けを明確にしながら、スポーツ振興施策の今後のあり方をあわせて考えることとします。

◆ 施設機能の集約化を図る

同じ種類の体育施設のうち、老朽化が少なく、設備が充実している施設を中心に集約することとします。

なお、屋内体育施設については、総合体育館を中核施設とし、他の体育館を旧町村地域内に最低1箇所は存続させる方向で再編することとします。

◆ 施設配置の見直しを実施

市内人口の多い地区にあつては必然的に利用者のニーズが高く、施設数も不足傾向にある一方で、周辺地域では利用度が低く供給過剰状態となっているところも見受けられることから、需要と供給のバランスに配慮した施設配置の見直しを行います。

◆ 効率的な管理形態への見直し

現在、施設管理を直営方式で行っています。今後、市の正職員数は確実に縮減する方向が定められているため、管理方法を変えざるを得ない状況になります。

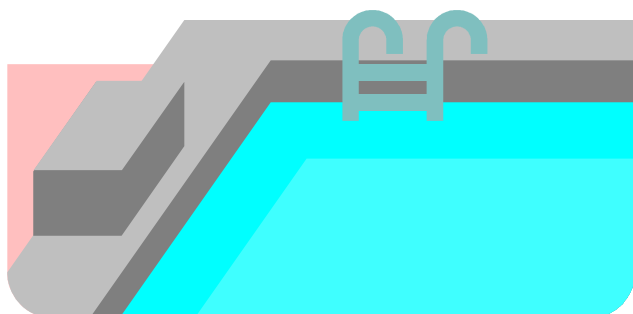
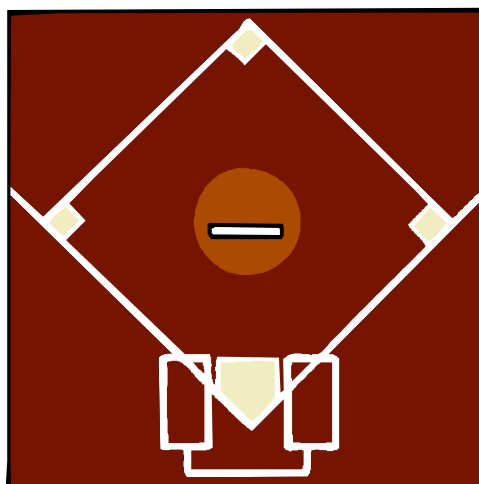
また、利用者の利便性を考えると、施設利用手続きの簡便化や一元化を図っていかねばなりませんし、確実な使用料徴収を行う必要もあります。

このため、指定管理者制度を導入するとともに、効率的な管理に努めていくこととします。

◆ 利用形態に沿った設置目的の見直し（用途の変更）

社会体育施設については、本来、市民の健康増進や生活文化の向上を目的とした、市民対象のスポーツ振興施設です。このため、施設の利用実態が社会体育の趣旨・目的と変化し異なっているものについては、施設用途の変更を行うこととします。

また、利用者が特定の地区や受益者に限定されている施設については、譲渡あるいは用途の変更を進めることとします。



5 具体的な取組み

次の世代に安心して引き継げる魚沼市を形づくるためには、第2次魚沼市集中改革プランに示されているように、平成27年度までに具体的な再編を完了させなければなりません。

残念ながら、市の人口が毎年500人規模で減少している状況にあり、今後も人口減少が続くことが見込まれることから、スポーツ人口も今以上に増える可能性は低いと考えられます。

そうした中で、より効率的かつ効果的にスポーツ振興を図っていくために、以下のとおり個別施設のあり方を見直し、スケジュールに沿った調整を進めることとします。

(1) 屋内体育施設

① 堀之内体育館

市内の体育館では最も新しく設備も充実している施設です。市民の利用者も多く、利用度も高い状況となっています。堀之内地区唯一の社会体育施設であり、各種大会等の会場としても利用があることから、今後とも社会体育施設として存続していくこととします。

なお、平成25年度から指定管理者制度に移行するよう、準備を進めることとします。

② 小出第1体育館

旧小出中学校の体育館で学校の統合移転に伴い昭和54年から社会体育施設として移管し、一般向けに開放した施設です。昭和32年建築のため現行の耐震基準を満たしていないほか、老朽化が顕著な状況にあります。

小出小学校に接続しており、平日の昼間は学校の授業等で利用している関係から完全に一般開放できないため、平成23年度から小出小学校の附帯施設として学校施設に用途を変更することとしました。

③ 小出第2体育館

旧小出高校の体育館でしたが、学校の移転に伴い県から譲渡を受け社会体育施設として一般向けに開放した施設です。床面に人工芝を敷設しているため、利用可能なスポーツの種目が限定されているものの、市の中心部に位置していることから、高齢者のゲートボールを中心に利用人数・稼働日数も多い状況にあります。

しかし、昭和45年建築のため現行の耐震基準を満たしていないほか、老朽化が極めて顕著な状況にあることから、耐震診断及び耐力度調査の結果に基づき今後の方向を検討することとします。

④ 小出第3体育館

旧干溝小学校の廃校に伴い、地元住民のよりどころとして昭和61年に建設した地区のシンボリックな施設であり、主に干溝地区住民を中心に利用されていることから、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後にコミュニティ施設として有益に活用できる方策を地元とともに検討するよう調整を図ることとします。

⑤ 南部いきいきスポーツセンター

平成6年に小出南部工業団地の一角に整備した施設であり、工業団地内企業の従業員や伊米ヶ崎地域をはじめとする市民から広く利用されています。現行の耐震基準に適合していること、また、工業団地内企業の福利厚生施設としての位置付けも持っていることから、当面は現行どおり直営方式により存続することとします。

⑥ 小出武道館

剣道及び柔道の専用道場として平成6年に建設しましたが、小出中学校に隣接しており、平日の昼間は学校の授業等で利用している関係から完全に一般開放できないため、平成23年度から小出中学校の附帯施設として学校施設に用途を変更することとしました。

⑦ 小出郷総合体育館

昭和48年に建設した施設であり老朽化が進行しているものの、市内唯一の総合体育館であり、年間を通して様々な行事や大会に利用され稼働率も極めて高いことから、市の中核施設として位置付けます。このため、今後も存続させることとして

平成23年度から平成25年度にかけて耐震化を行うとともに、平成26年度から指定管理者制度へ移行するよう、準備を進めることとします。

⑧ ヤッコム

雇用保険事業の一環で旧雇用促進事業団が平成5年に勤労者福祉施設として整備し、旧湯之谷村に譲渡したトレーニングジムです。

所在地内に日帰り温泉施設やスキー場、テニスコートなどが一体的に整備されています。

トレーニングジムとしては市内で最も設備が充実しており、隣接する温泉施設「ゆ〜パーク」とあわせて利用者も大変多い状況となっていますが、施設の性質上、行政が運営する必要性が低いものといえます。

このため、周辺施設を包括した指定管理者制度に平成23年度から移行することとしました。

⑨ リフレッシュハウス

ヤッコムと同様、薬師地区に一体的に整備した施設の一つであり、薬師運動広場の附帯施設です。施設は休憩室とトイレ及び物置で構成されておりますが、主に運動広場とテニスコートの利用者向けのトイレとして使用しています。

ヤッコムと同様に、周辺施設を包括した指定管理者制度に平成23年度から移行することとしました。

⑩ 大沢ふれあい体育館

旧大沢小学校の体育館で学校の統合移転に伴い平成9年から社会体育施設に移管し、一般向けに開放した施設です。昭和55年建築のため現行の耐震基準を満たしていないほか、老朽化が顕著な状況にあります。

主な利用者は地域住民に限られており、利用度が極めて低い状況にあるほか、館内スペースが狭く利用が制限されるため他目的への転用の可能性がないことから、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後にコミュニティ施設として有益に活用できる方策を地元とともに検討するよう調整を図ることとします。

⑪ 東湯之谷体育館

旧東湯之谷小学校の体育館で学校の統合移転に伴い平成22年から社会体育施設に移管した施設です。昭和36年建築のため現行の耐震基準を満たしていないほか、老朽化が顕著な状況にあります。

主な利用者は地元地区を訪れる合宿学生が中心であることから、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後に観光目的施設としての具体的な活用方策について関係者と調整を進めることとします。

⑫ 広神体育センター

広神庁舎及び広神コミュニティセンターに隣接している広神地域内で唯一の社会体育用屋内施設です。立地条件に恵まれていることもあって利用者も多い状況にあることから、今後とも存続することとします。当面は直営方式による管理を続けることとしますが、広神コミュニティセンターも含めて指定管理者制度への移行が可能かどうか引き続き検討を進めることとします。

⑬ 須原第1体育館

守門保育園・守門幼稚園に隣接しており、守門地域内における屋内体育施設としては比較的設備が整っている状況にあります。現行の耐震基準に適合しているほか、利用状況も比較的高いことから、今後とも存続することとします。

当面は直営方式による管理を続けることとしますが、将来、指定管理者制度への移行が可能かどうか引き続き検討を進めることとします。

⑭ 須原第2体育館

旧須原小学校の体育館でしたが、学校の統合移転に伴い昭和59年から社会体育施設に移管し、一般向けに開放した施設です。地域の高齢者がゲートボール場として主に利用していますが、昭和54年建築のため現行の耐震基準に適合せず老朽化が顕著な状況にあります。また、施設の克雪化が施されておらず屋根雪処理を人力で行っていることから、維持管理費が嵩んでいるほか除雪時の危険性が指摘されています。

このように施設の利用が限定されていることや建物の危険性などを考慮し、(当面は存続させるものの)今後の利用者の動向や施設の状態を踏まえながら、廃止・

解体について判断することとします。

⑮ 福山体育館

旧福山小学校として昭和60年に建設しましたが、学校の統合移転に伴い平成16年から社会体育施設に移管した施設です。3階建構造の1階及び2階部分に教室等が、最上階の3階に体育館が1棟の中に構成されており、3階の体育館部分については、地元の高齢者がゲートボール場として主に利用し、他の部分は自然体験学習を行うNPO法人が活動の拠点として年間を通じて利用しています。

立地条件も厳しく、今後も体育施設として広く市民が利用できる状況にないことから、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、地元集落及びNPO法人が社会教育施設として有益に活用できるよう現行どおり存続させることとします。

⑯ 上条体育館

旧上条小学校の体育館で学校の統合移転に伴い平成21年から社会体育施設に移管し、一般向けに開放した施設です。地域の高齢者がゲートボール場として主に利用していますが、昭和55年建築のため現行の耐震基準に適合せず老朽化が顕著な状況にあります。

利用者は主に上条地区住民に限られていることから、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後にコミュニティ施設として有益に活用できる方策を地元とともに検討するよう調整を図ることとします。

⑰ 入広瀬スポーツセンター

入広瀬地域内で唯一の社会体育用屋内施設であり、地元スポーツ少年団の利用はもとより、文化祭や芸能祭など地域のイベントや行事でも地元入広瀬地域住民から広く利用されていることから、今後とも存続することとします。

施設の規模が大きいことから、地元への譲渡による管理は困難と思われます。このため、当面は直営による管理を続けることとしますが、指定管理者制度への移行が可能かどうか引き続き検討を進めることとします。

(2) 屋外体育施設

① 青島野球場

県立小出高校に隣接していることから、高校生の部活動にも利用されています。野球専用の競技場であるものの、市民の利用状況及び稼働率が極めて高い施設であるため、今後とも現状の形態で存続させることとします。

② 薬師運動広場

野球専用の競技場ではありますが、所在地内に日帰り温泉施設やスキー場、テニスコートなどが一体的に整備されていることから観光的要素もあります。

このため、周辺施設を包括した指定管理者制度に平成23年度から移行することとしました。

③ 東湯之谷運動広場

東湯之谷体育館と同様、旧東湯之谷小学校のグラウンドで学校の統合移転に伴い平成22年から社会体育施設に移管した施設です。

現在のところ、利用がほとんどないものの、付近には東湯之谷体育館や湯之谷トレニングセンター、テニスコートなど、主に合宿学生向けの施設が多く配置されているため、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後に観光目的施設としての具体的な活用方策について関係者と調整を進めることとします。

④ 広神野球場

外野フェンスと観客席（スタンド）を備えた市内唯一の本格的な野球場であり、利用状況も高いことから今後とも体育施設として存続することとします。

下条テニスコートなどとともに「陣場原自然公園」を構成していることから、周辺施設を包括した指定管理者制度の管理に平成24年度から移行することとします。

⑤ 下条テニスコート

市内の他のテニスコートが観光施設として位置づけられている中で、本施設にあ

っては広神野球場などとともに「陣場原自然公園」内の体育施設として位置付け、一体的に管理しています。

現在の利用者数は少ないものの、立地条件や設備の状況が整っており、今後の利用価値が見込まれることから、「陣場原自然公園」に包括した指定管理者制度の管理に平成24年度から移行し存続することとします。

⑥ 中条運動広場

旧中条小学校のグラウンドでしたが、学校の統合移転に伴い昭和55年から社会体育施設に移管した施設です。

利用者が中条地区住民に限られていることから、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後にコミュニティ施設として有益に活用できる方策を地元とともに検討するよう調整を図ることとします。なお、地元地区への譲渡の可能性について、併せて議論を進めることとします。

⑦ 上条運動広場

上条体育館と同様、旧上条小学校のグラウンドでしたが、学校の統合移転に伴い平成21年から社会体育施設に移管した施設です。

利用者が上条地区住民に限られていることから、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後にコミュニティ施設として有益に活用できる方策を地元とともに検討するよう調整を図ることとします。

⑧ 守門サンスポーツランド

雇用保険事業の一環で旧雇用促進事業団が昭和63年に勤労者福祉施設として整備し、旧守門村に譲渡した体育施設です。野球場と多目的グラウンドが設置されており、以前は球技大会等に多くの利用がありましたが、近年は、夏季における合宿学生が利用の主体となっており、市民の利用がほとんどない状況にあります。

このため、平成24年度に社会体育施設としての用途を廃止することとしますが、その後に観光目的施設としての具体的な活用方策について関係者と調整を進めることとします。

(3) プール

① 小出北部プール

平成3年に全天候型プールとして整備した開閉屋根付きプールです。市内中心部に位置していることから、夏休み期間中の小学生を中心に多く利用されていますが、その他にも、小出中学校及び湯之谷中学校の体育授業で利用されているほか、学童保育や福祉施設におけるレクリエーション等でも利用されており、市内の社会体育プールとしては最も高い利用率を示しています。

このため、現状のまま存続することとしますが、施設の性質上、開設期間が5～6週間に限定されるため指定管理者による管理が不相当であり、現行どおり管理することとします。

② 広神プール

広神中学校に隣接しており学校授業で利用されているほか、市内唯一の50m級プールのため夏季合宿学生が多く利用しています。

昭和48年に建設した施設のため老朽化が進行していることから、今後の補修の状況を見て廃止時期を判断することとし、それまでの間は現行どおり管理することとします。

③ 下条プール

陣場原自然公園に隣接しており、小学生が主な利用者です。昭和53年に建設した施設であり水漏れをはじめとした老朽化が進行していることから、今後の損傷状況をみて廃止時期を検討することとします。

《社会体育施設の今後の取扱い・再編工程》

種別	地区名	施設名 建設年度	H21利用 人数	H21稼働 日数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
屋内 体育 施設	堀之内地区	堀之内体育館 H8	39,684	335	調整			指定管理移行		
							指定管理者による管理			
	小出地区	小出第1体育館 S54(移築)	4,555	248	調整	移管 用途変更 (学校施設)				
		小出第2体育館 S45	6,755	285	調整	耐震診断等	診断結果で判断			
		小出第3体育館 S61	3,730	193	調整		移管 用途変更 (コミュニティ施設)			
		南部いきいきスポーツセンター H6	2,922	170	現行どおり					
		小出武道館 H6	5,447	203	調整	移管 用途変更 (学校施設)				
		小出郷総合体育館 S48	34,332	349	調整	耐震診断	耐震設計	耐震工事	指定管理移行	指定管理者による管理
	湯之谷地区	ヤッコム H5	29,289	307	調整	指定管理移行				
		リフレッシュハウス S59	656	224	調整	指定管理移行				
		大沢ふれあい体育館 S55	873	64	調整		移管 用途変更 (コミュニティ施設)			
		東湯之谷体育館 S36	281	8	調整		移管 用途変更 (観光施設)			
		広神地区	広神体育センター S63	8,871	305	現行どおり				
	守門地区	須原第1体育館 S60	5,852	423※	現行どおり					
		須原第2体育館 S54	4,280	278※	調整		【調整】利用状況をみながら今後のあり方を判断			

※印の数値は回数

種別	地区名	施設名 建設年度	H21利用 人数	H21稼働 日数	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
屋内 体育施設	守門地区	福山体育館 S60	478	47	調整		移管 用途変更 (社会教育施設)			
		上条体育館 S55	1,950	170	調整		移管 用途変更 (コミュニティ施設)			
	入広瀬地区	入広瀬スポーツセンター S57	7,896	731※	現行どおり					
屋外 体育施設	小出地区	青島野球場 S58	7,368	259	現行どおり					
	湯之谷地区	薬師運動広場 S59	8,563	86	調整	指定管理移行				
		東湯之谷運動広場 S32	693	41	調整		移管 用途変更 (観光施設)			
	広神地区	広神野球場 (陣場原自然公園) H5	7,853	136	調整		指定管理者による管理			
		下条テニスコート (陣場原自然公園) H5	930	101	調整		指定管理者による管理			
	守門地区	中条運動広場 S56	1,234	87	調整		移管 用途変更 (コミュニティ施設)			
		上条運動広場 S55	103	3	調整		移管 用途変更 (コミュニティ施設)			
		守門サンスポーツランド S63	3,100	58	調整		移管 用途変更 (観光施設)			
プ ー ル	小出地区	小出北部プール H3	3,607	41	現行どおり					
	広神地区	広神プール S48	1,650	34	現行どおり					
		下条プール S53	568	22	損傷状況をみて廃止を決定					

※印の数値は回数

6 再編の進め方

施設の再編にあたっては利用者や関係者への説明責任を十分に果たしていかななくてはなりません。

特に、スポーツ振興の中心的役割を担っている体育協会に対しては、ハード面の提供以外にソフト面における支援や協力を行っていることから、施設の廃止に伴う代替策などについて意見を聴取しながら、理解と協力を求めていくこととします。

スポーツは、健全な心身の保持・育成に寄与するだけでなく、生活に適度な刺激と潤いを与えてくれます。市民がいきいきと、はつらつとした毎日を過ごせるように、子どもからお年寄りまでの多くの市民が参加できる施策の充実を図るとともに、体育施設の魅力ある機能を集約しながら再編を進めることとします。

7 施設再編後の施策展開

本市では、今後の社会体育施策及びスポーツ振興を「魚沼市スポーツ振興基本計画」に基づき推進することとしております。

現在、スポーツ振興事業の大部分を体育協会及びNPO法人に委ねており、行政が担う範囲が施設管理などに限定されつつありますが、社会体育行政の意義を再確認しながら企画・立案機能を強化し、余暇活動の充実と健康の増進に向けた生涯スポーツとしての各種事業展開を図ることとします。

今後も、少子高齢化や人口減少に進行に伴いスポーツ人口の減少も避けられないことから、施設の再編だけに限らず、スポーツ少年団等の体育協会加盟団体の統合や広域的な連携などについて支援を進めることとします。

「魚沼市体育施設再編計画」

(平成 24 年 2 月策定)

〔編 集〕 魚沼市教育委員会生涯学習室

〒946-9474 新潟県魚沼市堀之内 1 3 0 番地

Tel 025-794-6073 Fax 025-794-2353

E-Mail syogaigakusyuu@city.uonuma.niigata.jp

URL <http://www.city.uonuma.niigata.jp>